

立川市公契約条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 立川市公契約条例（以下「公契約条例」という。）の制定に当たり、公契約制度に関する学識経験を有する者、公契約の当事者等により、本市の実情に即した条例の策定について必要な事項を検討するため、立川市公契約条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公契約条例の内容の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の関係者
- (3) 労働者団体の関係者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条の規定による所掌事項が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる会議については、非公開とすることができる。

(謝礼)

第6条 委員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める謝礼を、予算の範囲内で支払うものとする。

(1) 学識経験者 日額20,000円

(2) 団体関係者 日額10,800円

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政管理部品質管理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、行政管理部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。